3 江区納第 7225 号 令和 4 年 1 月 25 日

孫 樹斌 殿



納税課課長と他3名が国税徴収法と刑法を違反する事件 について(回答)

区政に対するご意見ありがとうございます。

先にいただいたご意見につきましては、下記のとおり回答いたします。

記

本区が執行した財産差押処分について、経緯をご説明いたします。

- 1 令和3年3月24日、滞納となっている孫様の特別区民税・都民税(令和2 年度5期分)について、地方税法第329条に基づき、督促状を孫様宅宛て郵 送でお送りしました。
- 2 令和3年5月25日、孫様が特別区民税・都民税の納付方法についてご相談のため納税課窓口に来庁されました。その際、「現在無職であるが6月から就職予定なので7月まで待って欲しい、7月から毎月5万円ずつ納付する」とのご意向であったため、同意し、6月いっぱい待つことといたしました。
- 3 令和3年6月25日、お約束の時期が近づき、ご連絡も無かったため、令和 3年7月2日納期の納付書とともに差押予告書を孫様宅へ郵送しました。
- 4 滞納の状態が続き、ご納付もご連絡も無かったため、令和3年10月28日、 孫様が名義人である銀行預金に対する差押処分の執行を決定し、地方税法第 331条第1項及び同条第6項により準用する国税徴収法に基づき、当該銀行 宛て差押通知書を送付しました。
- 5 令和3年12月8日、差押債権の全額に対して、国税徴収法第67条第1項 の規定に基づき取立権を行使し、滞納となっている孫様の特別区民税・都民

税の一部として充当いたしました。

本区が執行した財産差押処分の経緯は以上となります。

なお、ご意見の件名につきましては、区職員が国税徴収法及び刑法に違反し た事実はございませんので申し添えます。

> 担当 納税課徵収第二係 山内 電話 03-3647-4153